

議案第1号

令和3年度和歌山市一般会計補正予算(第4号)

令和3年度和歌山市一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,070,257千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,921,471千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第4号）

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
10	地方特例交付金	3,543,000	14,103	3,557,103
	1 地方特例交付金	363,000	14,103	377,103
11	地方交付税	9,305,000	2,384,149	11,689,149
	1 地方交付税	9,305,000	2,384,149	11,689,149
15	国庫支出金	32,822,281	757,162	33,579,443
	1 国庫負担金	24,396,900	269,468	24,666,368
	2 国庫補助金	2,896,329	353,608	3,249,937
	3 国庫交付金	5,512,652	134,086	5,646,738
16	県支出金	11,046,277	1,785	11,048,062
	2 県補助金	2,340,535	1,785	2,342,320
19	繰入金	3,185,002	△2,050,187	1,134,815
	1 基金繰入金	3,067,235	△2,050,187	1,017,048
21	諸収入	3,121,592	6,445	3,128,037
	7 雑収入	1,256,943	6,445	1,263,388
22	市債	14,983,200	△43,200	14,940,000
	1 市債	14,983,200	△43,200	14,940,000
歳入合計		146,851,214	1,070,257	147,921,471

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	議会費	878,134	286	878,420
	1 議会費	878,134	286	878,420
2	総務費	14,728,871	103,236	14,832,107
	1 総務管理費	6,989,624	1,917	6,991,541
	7 文化スポーツ費	4,544,634	101,319	4,645,953
3	民生費	69,890,781	103,346	69,994,127
	1 社会福祉費	27,796,754	103,346	27,900,100
4	衛生費	10,655,960	392,585	11,048,545
	1 保健衛生費	5,824,725	392,585	6,217,310
6	商工費	3,771,987	107,474	3,879,461
	1 商工費	2,822,374	30,000	2,852,374
	2 観光費	949,613	77,474	1,027,087
7	土木費	7,326,405	2,695	7,329,100
	4 都市計画費	790,813	2,695	793,508
8	消防費	4,656,046	635	4,656,681
	1 消防費	4,656,046	635	4,656,681
13	災害復旧費	-	360,000	360,000
	1 令和3年度発生土木施設災害復旧費	-	360,000	360,000
歳出合計		146,851,214	1,070,257	147,921,471

第2表

債務負担行為補正

1 追加 (単位 千円)

事項	期間	限度額
四季の郷公園管理運営事業	令和4年度 令和8年度	173,050
合	計	173,050

(単位 千円)

事項	期間	限度額
小学校給食民間委託事業	令和4年度 令和6年度	291,045
合	計	291,045

第3表

地方債補正

1 追加 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
スポーツ施設整備事業	22,500	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
介護施設整備事業	8,500	〃	〃	〃
和歌山城公園整備事業	9,400	〃	〃	〃
令和3年度発生土木施設災害復旧事業	119,800	〃	〃	〃
計	160,200			

2 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民会館整備事業	2,872,300	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	2,883,600	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
スカイタウンつつしが丘テニスコート周辺整備事業	301,100	〃	〃	〃	319,100	〃	〃	〃
臨時財政対策債	8,202,000	〃	〃	〃	7,969,300	〃	〃	〃
計	14,983,200				14,779,800			

議案第2号

令和3年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

令和3年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,718千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,388,594千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正(第2号)

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		7,019,552	509	7,020,061
	1 国民健康保険料	7,019,552	509	7,020,061
6 諸収入		203,688	1,209	204,897
	2 雑入	203,687	1,209	204,896
歳入合計		39,386,876	1,718	39,388,594

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸支出金		143,616	1,718	145,334
	1 償還金及び還付加算金	143,616	1,718	145,334
歳出合計		39,386,876	1,718	39,388,594

議案第3号

和歌山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）の一部を次のように改正する。

第33条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

第3条第2項中「第19条第7号又は第8号」を「第19条第8号又は第9号」に改める。

第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例

和歌山市印鑑条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条を削る。

第13条の2中「第12条」を「前条」に改め、「民間事業者が設置する」を削り、同条を第13条とする。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第6号

和歌山市立有吉佐和子記念館条例の制定について
和歌山市立有吉佐和子記念館条例を次のように定める。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市立有吉佐和子記念館条例

（設置）

第1条 本市は、郷土が生んだ有吉佐和子の業績を顕彰するとともに、市民が文化芸術に親しむ機会を提供することにより、文化の振興に資するため、和歌山市立有吉佐和子記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山市立有吉佐和子記念館	和歌山市伝法橋南ノ丁9番地

（事業）

第3条 記念館は、次に掲げる事業を行う。

- （1）有吉佐和子の顕彰に関する事業
- （2）文学をはじめとする文化芸術に関する催しの企画及び実施に関する事業
- （3）その他市長が必要と認める事業

（休館日）

第4条 記念館の休館日は、入館者の便宜等を勘案して、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が市長の承認を得て定める。

（開館時間）

第5条 記念館の開館時間は、9時から17時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（入館等の制限）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- （1）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- （2）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯する者
- （3）建物又は附属設備若しくは備品（以下「建物等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがある者
- （4）次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第7条 記念館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれがある行為をすること。
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 建物等を損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (4) 許可を受けないで広告類を掲示し、又はまき散らすこと。
- (5) 許可された場所以外の場所へ立ち入ること。
- (6) 所定の場所以外の場所で飲食をすること。
- (7) 喫煙をすること。
- (8) 許可を受けないで寄附を募り、又は物品を販売し、若しくは提供すること。
- (9) 許可を受けないで展示資料の撮影、録画その他これらに類する行為をすること。
- (10) 許可を受けないで展示資料に触れること。
- (11) その他管理上支障がある行為をすること。

(損害の賠償)

第8条 何人も、建物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 記念館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長に専属する権利及びこの条例において市長に留保されている権利を行うことはできない。

- (1) 記念館の施設の利用及びその制限その他管理運営に関する業務
- (2) 記念館の維持管理に関する業務
- (3) 記念館の運営上市長が必要と認める業務

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成24年条例第4号)の規定の例により行うことができる。
- 3 指定管理者は、記念館の供用に関し必要な手続その他の行為をこの条例の施行前においても行うことができる。

議案第7号

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山市都市公園条例(昭和33年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項中「及び別表第2の5有料施設の使用料(その2)の表」を「、別表第2の5有料施設の使用料(その2)の表及び別表第3の2有料施設の利用料金の表」に改める。

第9条第1項中「許可〔〕の次に「別表第3に掲げるものに係るものを除く。」を加え、「並びに和歌山城公園駐車場及び四季の郷公園緑花果樹苑シャワー室」を「及び和歌山城公園駐車場」に改め、同条第2項中「有料施設」の次に「(別表第3の2有料施設の利用料金の表に掲げるものを除く。)」を加える。

第10条第2項中「にあつては出場の際に、四季の郷公園緑花果樹苑シャワー室に係る使用料にあつては使用の際に、」を「は、出場の際に」に改める。

第12条の2を第12条の5とし、第12条の次に次の3条を加える。

(利用料金)

第12条の2 四季の郷公園の使用(別表第3に掲げるものに限る。)をする者は、同表に掲げるものに係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3に掲げる額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、利用料金の額を告示しなければならない。

4 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

5 利用料金は、都市公園の使用の許可をする際に、徴収する。ただし、市長が定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第12条の3 指定管理者は、市長が定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条の4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表第1緑花果樹苑の項及び自然観察の森の項中「12月28日」を「12月29日」に改める。

別表第2の4有料施設の使用料(その1)の表中四季の郷公園緑花果樹苑四季さい館の項から

四季の郷公園緑花果樹苑シャワー室の項までを削る。

別表第2の6の次に次の1表を加える。

別表第3（第6条の3、第12条の2関係）

1 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

行為の種類	単位	金額
物品の販売、出店その他これらに類するもの	一時的なもの	1平方メートル1日につき 520円
	その他のもの	1平方メートル1月につき 1,570円
業として行う写真の撮影	写真機1台1日につき	310円
業として行う映画等の撮影	1時間につき	1,250円
競技会、集会、展示会その他これらに類するもの	1件3時間まで	1,380円
	3時間を超えるときは、その超える時間1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）ごとに	460円
備考 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、当該行為の区分に係る利用料金の100分の200に相当する額を加算する。		

2 有料施設の利用料金

種別	単位	金額	
四季の郷公園緑花果樹苑四季さい館	研修室	9時から12時まで	1,780円
		13時から17時まで	2,370円
		9時から17時まで	4,150円
	会議室	9時から12時まで	930円
		13時から17時まで	1,250円
		9時から17時まで	2,180円
	実習室（大）	9時から12時まで	1,180円
		13時から17時まで	1,580円
		9時から17時まで	2,760円
	実習室（小）	9時から12時まで	520円
		13時から17時まで	700円
		9時から17時まで	1,220円
	調理実習室	9時から12時まで	1,180円
		13時から17時まで	1,580円
		9時から17時まで	2,760円

四季の郷公園緑花果樹苑イベント 広場	1時間につき	520円
四季の郷公園緑花果樹苑体験農園	1区画10月（4月から翌年1月まで）につき	50,000円
四季の郷公園緑花果樹苑シャワー室	1回につき	200円
備考 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、当該施設の区分に係る利用料金の100分の200に相当する額を加算する。		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第8号

市道路線認定について

道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

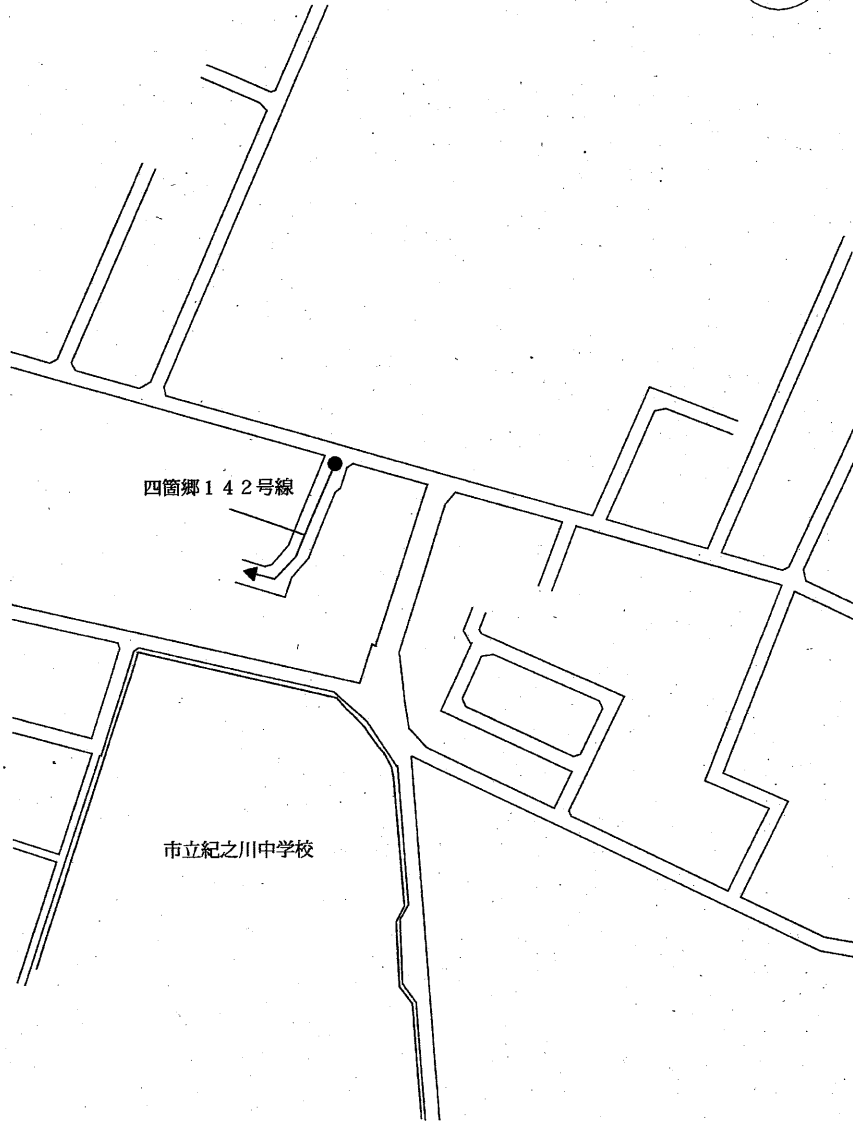
令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

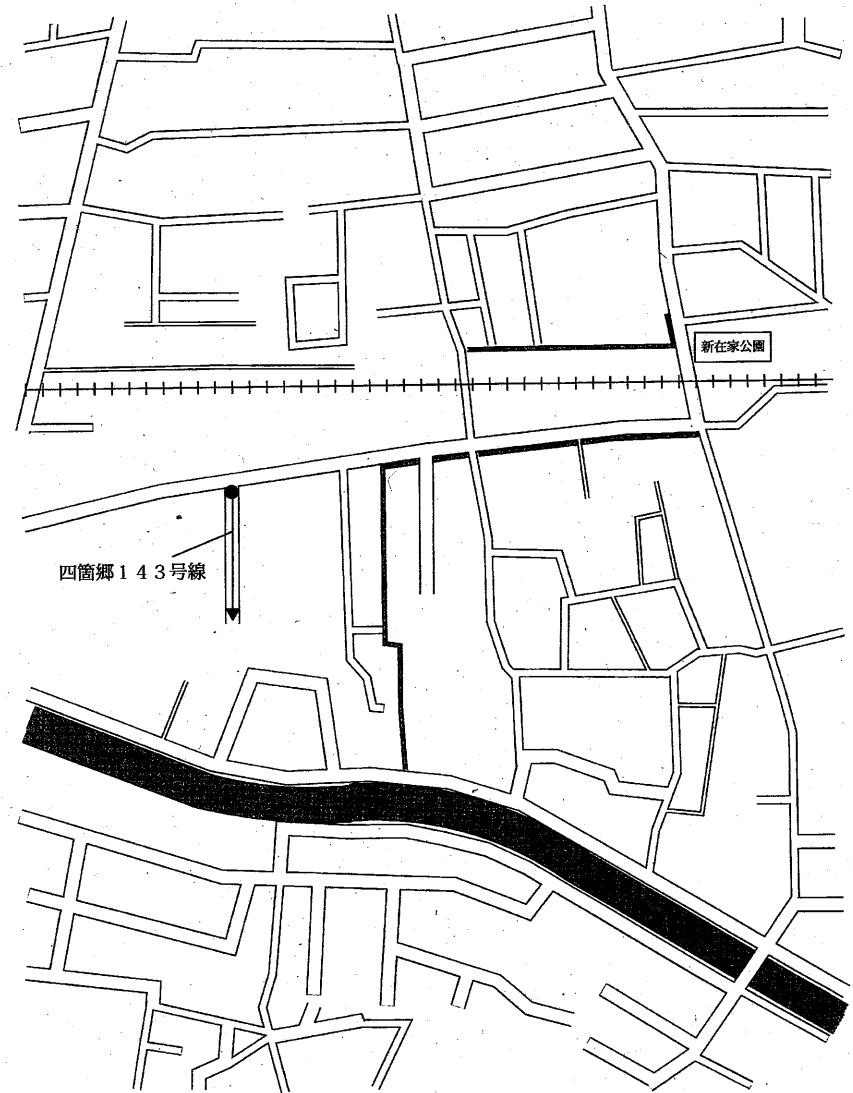
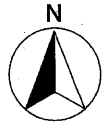
整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
13-142	四箇郷142号線	和歌山市有本 和歌山市有本		
13-143	四箇郷143号線	和歌山市新在家 和歌山市新在家		
16-181	宮前181号線	和歌山市中島 和歌山市中島		
22-263	藤戸台97号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-264	藤戸台98号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-265	藤戸台99号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-266	藤戸台100号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-267	藤戸台101号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-268	藤戸台102号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-269	藤戸台103号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-270	藤戸台104号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-271	藤戸台105号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-272	藤戸台106号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
24-161	西和佐161号線	和歌山市栗栖 和歌山市栗栖		
24-162	西和佐162号線	和歌山市栗栖 和歌山市栗栖		
24-163	西和佐163号線	和歌山市栗栖 和歌山市栗栖		
26-317	西脇317号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		
26-318	西脇318号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		
26-319	西脇319号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		

整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
28-245	安原245号線	和歌山市冬野 和歌山市冬野		
28-246	安原246号線	和歌山市冬野 和歌山市冬野		
28-247	安原247号線	和歌山市冬野 和歌山市冬野		
28-248	安原248号線	和歌山市冬野 和歌山市冬野		
33-145	川永145号線	和歌山市宇田森 和歌山市宇田森		
33-146	川永146号線	和歌山市宇田森 和歌山市宇田森		
33-147	川永147号線	和歌山市宇田森 和歌山市宇田森		
37-219	紀伊219号線	和歌山市府中 和歌山市府中		

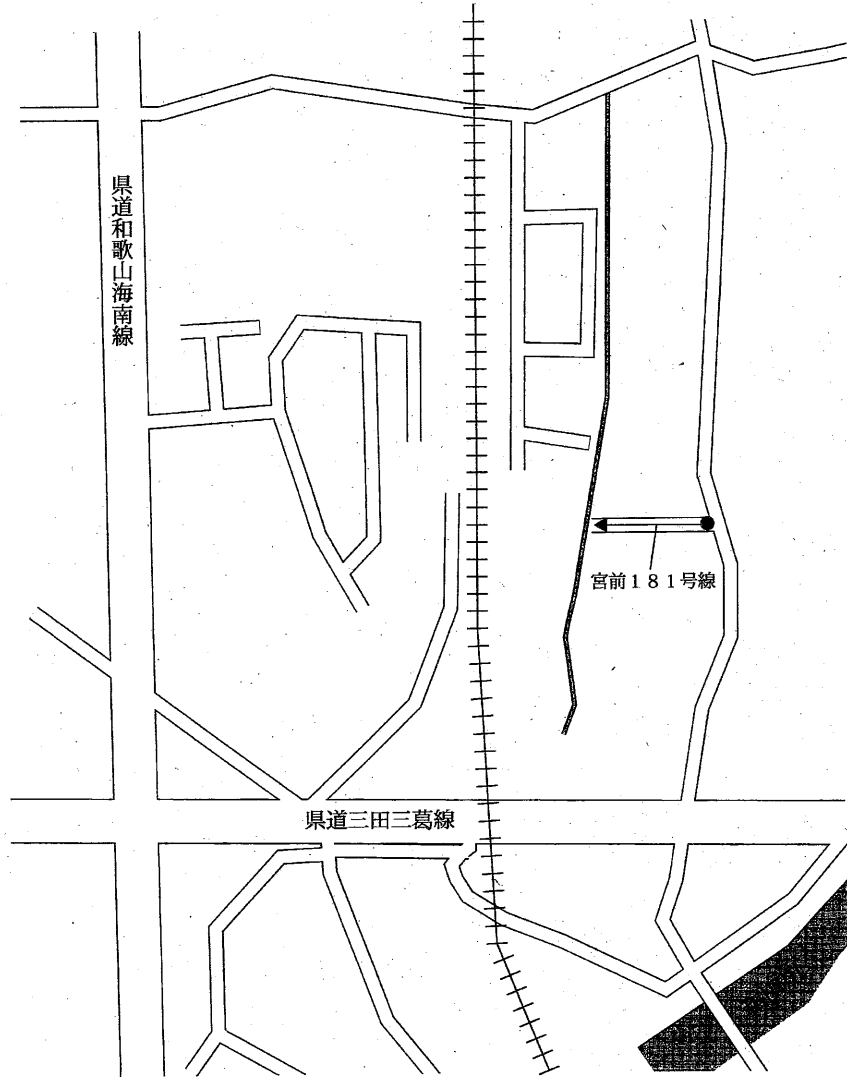
路線認定図



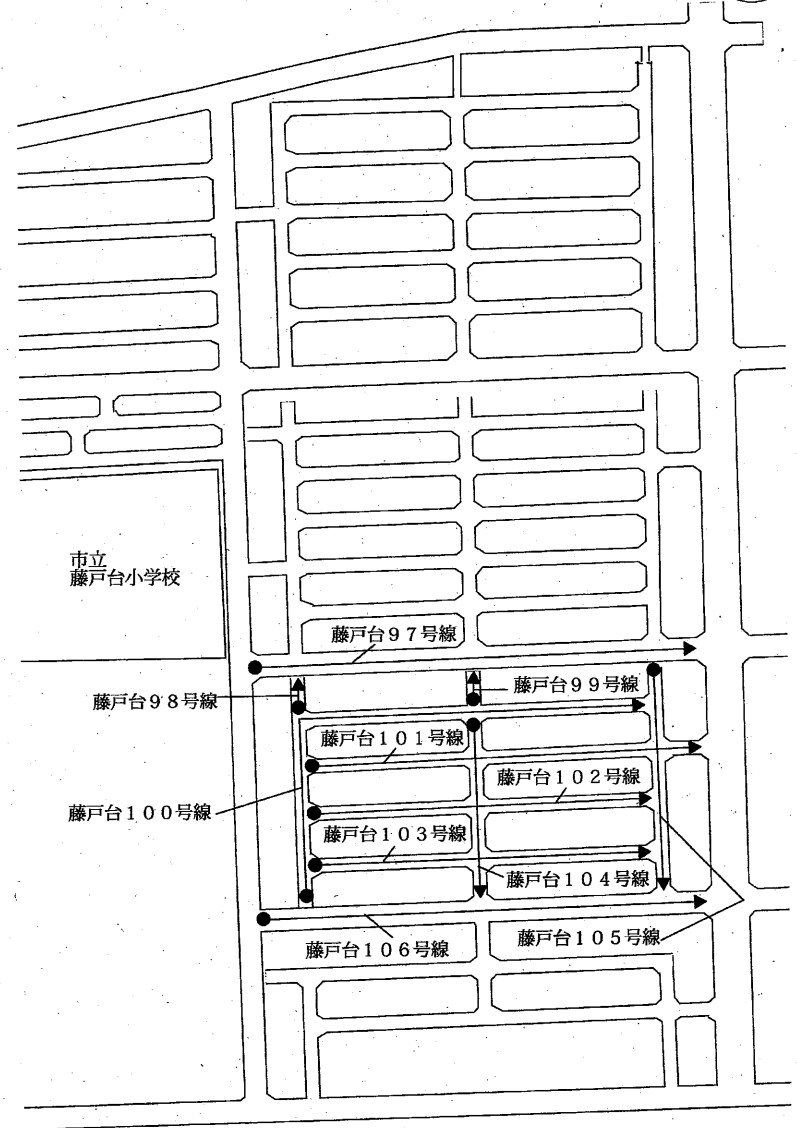
路線認定図



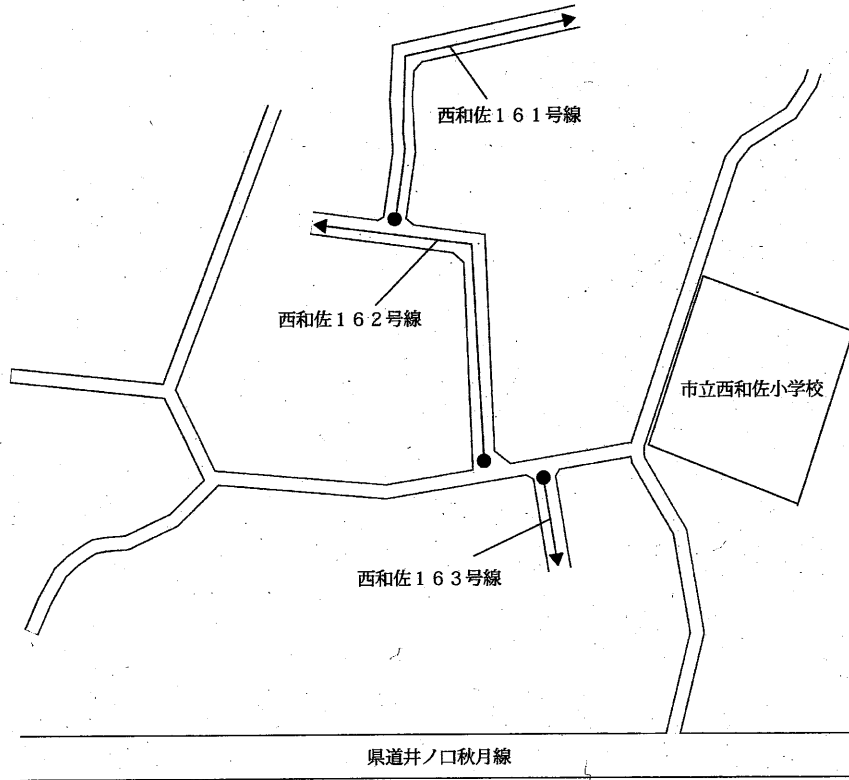
路線認定図



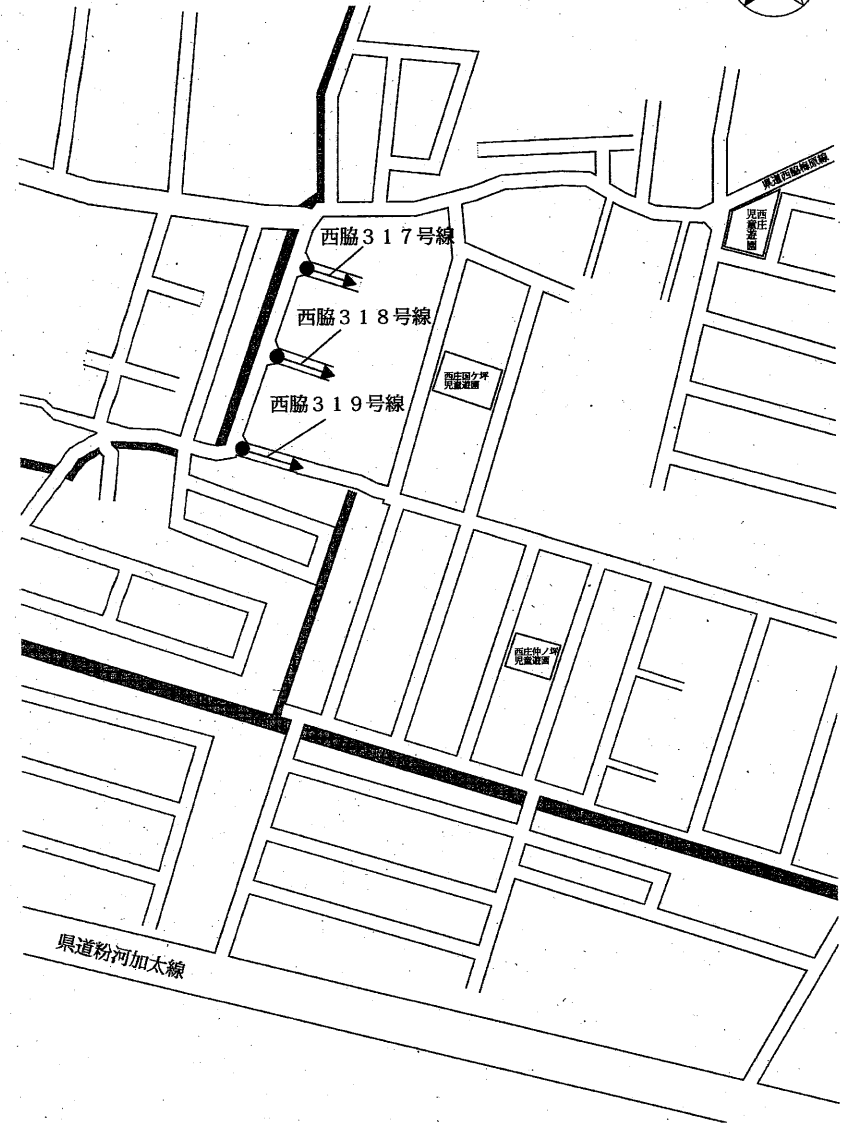
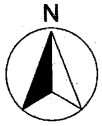
路線認定図



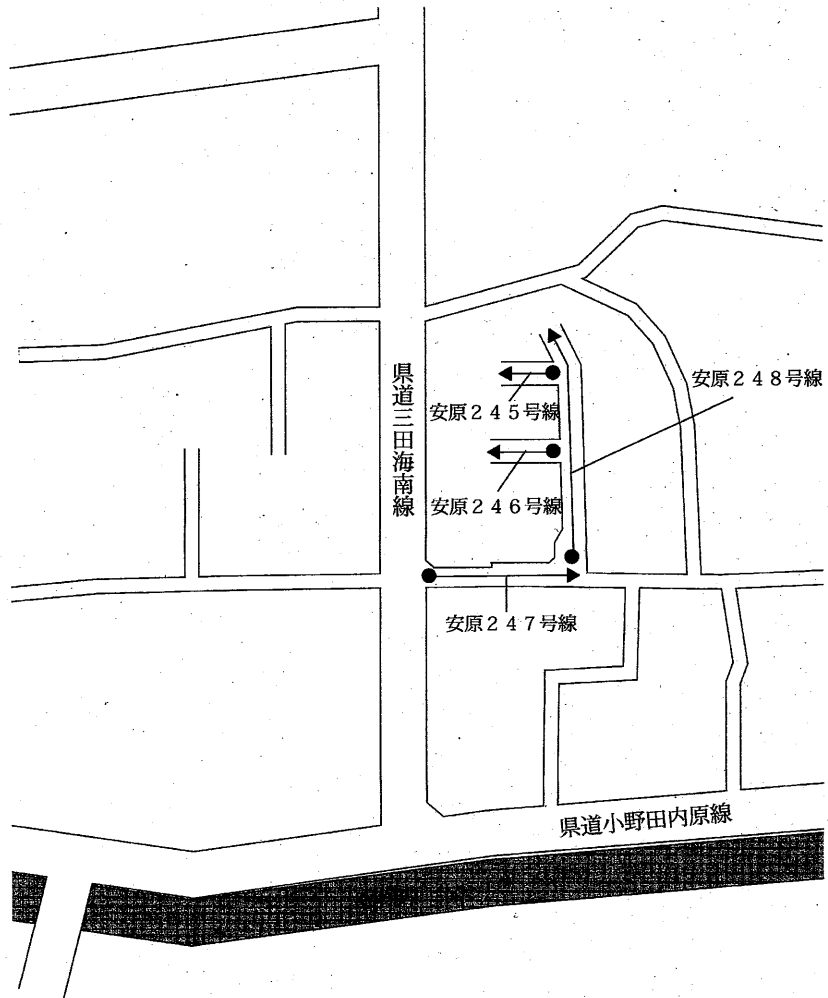
路線認定図



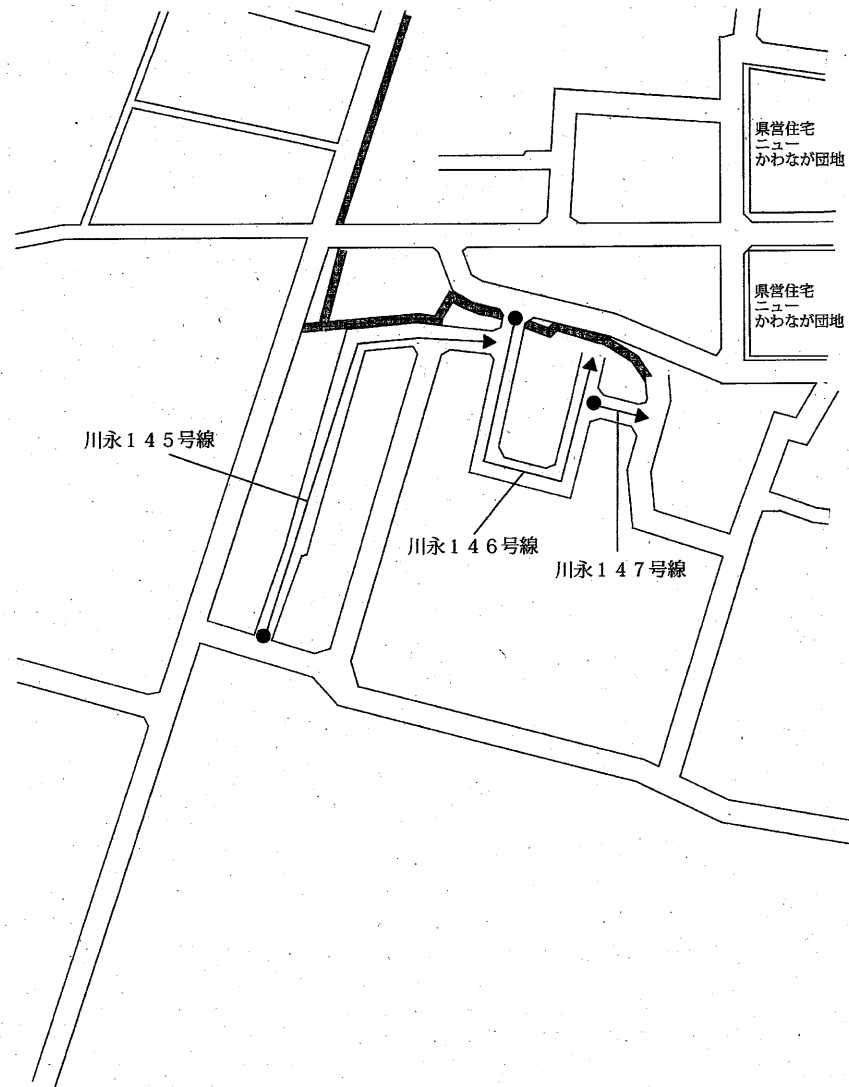
路線認定図



路線認定図



路線認定図



路線認定図



議案第9号

市道路線変更について

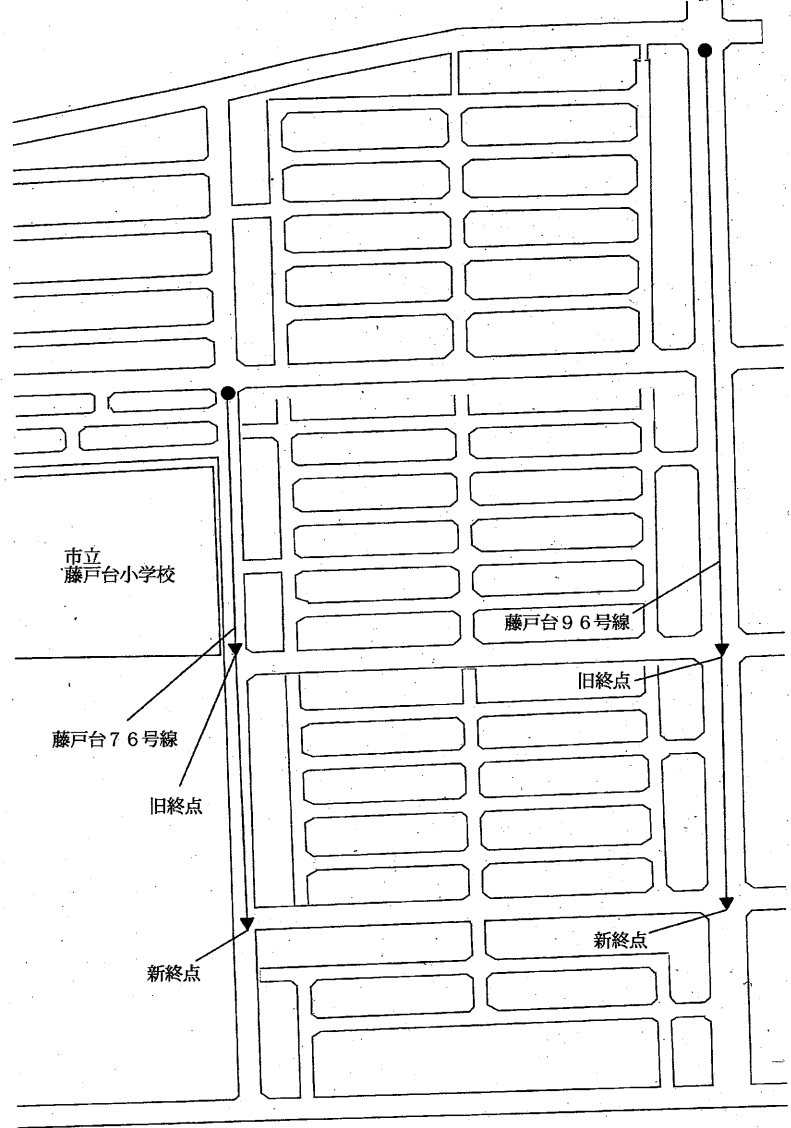
道路法第10条第3項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和3年9月7日提出

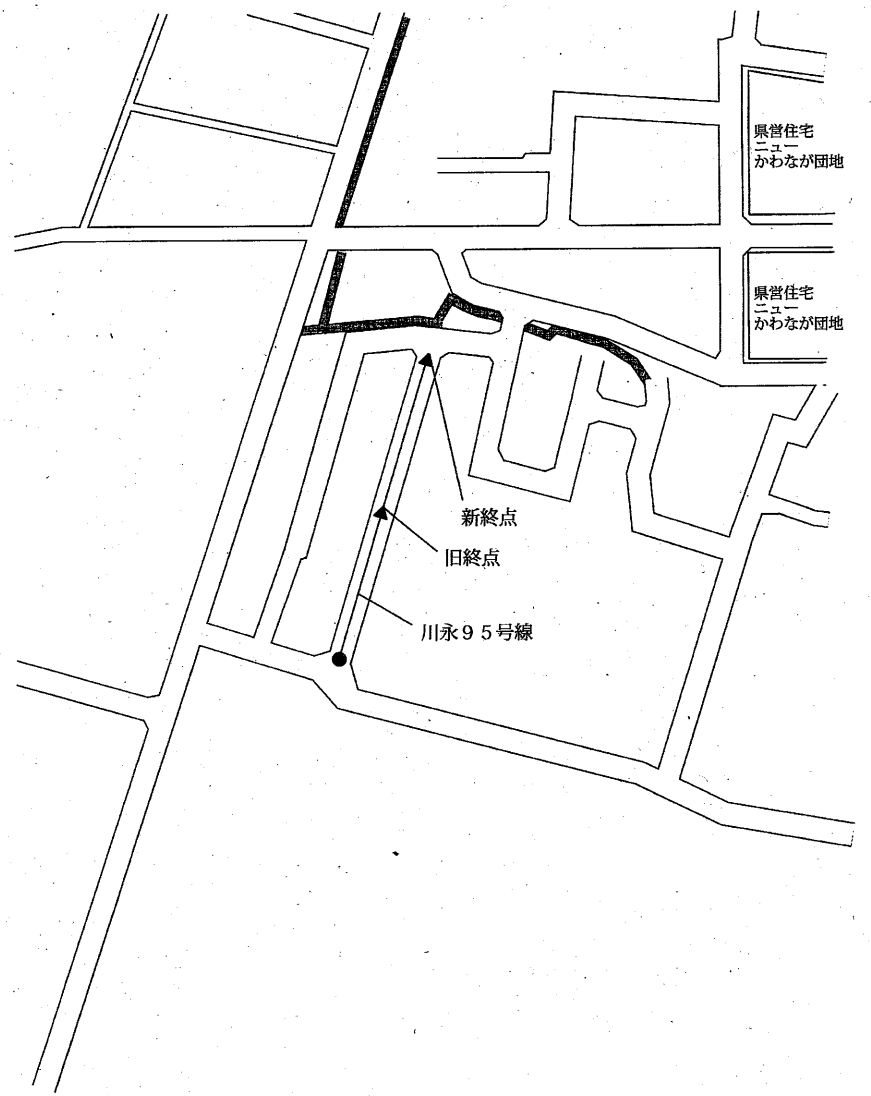
和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起終 点	備考
22-242	旧	藤戸台76号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
	新	藤戸台76号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	終点の変更
22-262	旧	藤戸台96号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
	新	藤戸台96号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	終点の変更
33-95	旧	川永95号線	和歌山市宇田森 和歌山市宇田森	
	新	川永95号線	和歌山市宇田森 和歌山市宇田森	終点の変更

路線変更図



路線変更図



議案第10号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市四季の郷公園	有限責任事業組合 FOOD HUNTER PARK	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第11号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	(仮称)岡崎団地新2号棟建設工事
工 事 場 所	和歌山市神前37番1
請 負 代 金 額	951,488,478円
契 約 の 相 手 方	和歌山市島94番地の2 株式会社日紀建設 代表取締役 玉置紀博
契 約 方 法	一 般 競 争 入 札

議案第12号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	(仮称) 岡崎団地新2号棟建設機械設備工事
工 事 場 所	和歌山市神前37番1
請 負 代 金 額	138,741,900円
契 約 の 相 手 方	和歌山市小松原通3丁目30番地 株式会社小向商会 代表取締役 小 向 俊 和
契 約 方 法	一 般 競 争 入 札

議案第13号

工事請負変更契約の締結について

令和2年7月1日に議会の議決を経た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	中央卸売市場水産卸売場棟外建替工事
工 事 場 所	和歌山市西浜1660番401
変更前の請負代金額	2,214,300,000円
変更後の請負代金額	2,272,600,000円
契 約 の 相 手 方	清水建設・吉永建設特定建設工事共同企業体 代表者 大阪府中央区本町三丁目5番7号 清水建設株式会社 関西支店 常務執行役員支店長 山 下 浩 一
変 更 理 由	他工事との調整により建設発生土の仮置き、移設に伴う費用が生じたこと、杭工事において地中障害物を除去するための工法変更等を行ったことによる請負代金額の増額変更のため。

議案第14号

工事請負変更契約の締結について

令和2年10月1日に議会の議決を経た工事請負変更契約について、次のとおり変更契約を締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	河西橋上部工工事（P1～P4）
工 事 場 所	和歌山市西蔵前丁地内
変更前の請負代金額	768,466,600円
変更後の請負代金額	821,654,900円
契約の相手方	和歌山市雑賀崎2021番地の9 株式会社豊工業所 代表取締役 久保晋典
変 更 理 由	浚渫工の着手にあたり深淺測量を実施した結果、台船航行に必要な水深を確保するため、浚渫工を増工する必要が生じたことによる請負代金額の増額変更のため。

議案第15号

令和2年度和歌山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度和歌山市水道事業会計未処分利益剰余金797,902,507円のうち462,694,607円を減債積立金に積み立て、335,207,900円を資本金に組み入れるものとする。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第16号

令和2年度和歌山市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度和歌山市工業用水道事業会計未処分利益剰余金921,819,847円のうち544,737,630円を減債積立金に積み立て、377,082,217円を資本金に組み入れるものとする。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第17号

令和2年度和歌山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度和歌山市下水道事業会計未処分利益剰余金1,169,919,306円のうち525,074,787円を減債積立金に積み立て、878,345,519円を資本金に組み入れるものとする。

令和3年9月7日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓